

上田市高齢者配食サービス事業
委託事業者募集要領

令和8年1月

上田市

1 募集の趣旨

本事業は、高齢者の食生活の改善と安否確認を目的とした事業であり、価格のみによる競争によらず、プロポーザル方式により委託事業者を選定する必要があるため、本書のとおり委託事業者募集及び選定に関し必要な事項を定めることとし、これに基づき事業者を選定いたします。

2 業務委託の概要

以下のとおりです。

- (1) 業務名 上田市高齢者配食サービス事業
- (2) 業務目的 概ね65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみ世帯の方で、食の確保が困難で近隣に扶養義務者が居住していない方等に対し配食サービスを行うことにより、食生活の改善を図るとともに安否確認を行い、高齢者の在宅での自立の促進と生活の質の向上を図る。
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 上田市高齢者配食サービス事業委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり
- (5) 留意事項 令和8年度予算の議決が前提です。

3 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、提案書等提出届提出時点において、次の全ての条件を満たすものとします。

- (1) 上田市内に事業所を有していること。
- (2) 本プロポーザルが公開された時点において「令和7・8・9年度上田市物品入札（見積）参加資格者名簿」に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 応募する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第6条第1項に規定する暴力関係者でないこと。
- (5) 提案書等の提出時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 提案書等の提出時点において、本市から指名停止の措置を受けていない者であること。

4 募集

市内を5つの配食地域に分割し、地域ごとに事業者を募集します。プロポーザルへの参加を希望する事業者は、地域ごとに応募してください（複数地域への応募も可能です）。

※配食地域割に係る詳細は、仕様書「別表1 地域割」を参照してください。

※配食1食当たりの単価は、次の金額を基準額として、評価を行います。

審査順	1	2	3	4	5
地 域	上田 右岸西地域	丸子・武石 地域	上田 右岸東地域	上田左岸 地域	真田地域
単価	ご飯とおかず 801	974	803	825	1,028
(税抜)	おかずのみ 722	898	726	741	960

5 応募方法等

(1) 応募方法 下記提出書類の提出をもって参加申込とします。

内容等	
ア	提出書類 「5-(3) 提出書類」を参照してください。
イ	提出部数 7部（正本1部、副本6部） ※詳細は、「5-(4) 提出書類の作成及び提出にあたっての留意点」及び 「5-(5) 提出部数」を参照してください。
ウ	提出方法 <u>持参又は郵送</u> ※郵送による場合であっても、提出期限必着とします。郵送による場合は、 配達記録が残る方法で送付してください。
エ	提出場所 〒386-8601 上田市大手1丁目11番16号 上田市役所本庁舎2階 高齢者介護課

(2) 提出期限 令和8年2月13日（金）午後5時 必着

(3) 提出書類

内容等	
ア	様式1 <u>上田市高齢者配食サービス事業提案書等提出届書</u>
イ	様式2 <u>上田市高齢者配食サービス事業提案書</u>
ウ	様式3 <u>事業者概要書</u> <添付書類> (ア) <u>決算報告書の写し</u> （直近3年間） (イ) <u>会社案内等</u> （作成している場合）

エ	様式 4	<p><u>ご飯・おかずの献立表</u></p> <p>※昼・夕食の1週間分の献立表を提出してください。</p> <p>※献立表には「エネルギー」「たんぱく質」「脂質」「塩分」の4項目の摂取量を記載してください。</p>
オ	様式 5	<p><u>見積書</u></p> <p>※「ご飯とおかず」「おかずのみ」の配食1食あたりの単価（税抜）を記入してください。</p> <p>※見積金額には、仕様書で示した業務に係る全ての経費を含めてください。</p>
カ	様式 6	<p><u>上田市高齢者配食サービス事業確認書</u></p> <p><添付書類></p> <p>(ア) <u>飲食店営業の営業許可証の写し</u></p> <p>※本事業の調理を行う全ての施設のもの</p> <p>※本事業未実施の場合は、別事業の営業許可証の写しで可</p> <p>(イ) <u>検便検査結果の写し</u></p> <p>※最も新しいものを添付してください。</p> <p>※検査結果に陽性とされた被検査者がある場合は、適切な措置の内容を確認できる書類も添付してください。</p>
キ	任意様式	<p><u>施設の衛生管理、職員の健康管理等食中毒防止に関する事業所内マニュアル</u></p> <p><u>安否確認及び緊急時の連絡体制等に関するマニュアル</u></p>

(4) 提出書類の作成及び提出にあたっての留意点

- ア 提出書類は、原則として「A4版両面刷り」とします。
- イ 本文の字体は、原則として「MS明朝体10.5ポイント」とします。
- ウ 提出書類は前記「5-(3) 提出書類」の順番に綴じてください(A4版縦左綴じ横書き)。
※正本のみファイルへ綴じていただき、副本は綴り紐等で1部ずつ綴じてください。

(5) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

- ア 副本は正本の写しで結構です。
- イ 原則として、応募した地域ごとに提出書類を準備する必要はありません。
- ウ 地域で提出内容に違いが出る場合は、地域ごとに様式を作成し、提案内容が異なる箇所を明記してください。
- エ 提出された書類の再提出及び修正はできないものとし、採用・不採用に係わらず返却いたします。なお、追加資料が必要な場合は応募者全員に通知します。
- オ 提出された提案書等の書類が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。
 - (ア) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - (イ) 虚偽の記載をしたもの。
 - (ウ) その他、提出期限、提出方法等本要領により指定された条件に適合しないもの。

- カ 提出書類は、本業務の受託者選定の目的以外には使用しません。
- キ 提出書類は原則として公開しません。ただし、上田市情報公開条例（平成18年3月6日条例第12号）に基づく情報公開請求があった場合は、当該本人の権利、競争上又は事業運営上の地位、その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する場合があります。
- ク 提出書類は、本業務の受託者選定に必要な範囲で又は公開等の際に複製を作成することがあります。

6 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次のとおり行います。

質問受付期間	令和8年2月4日（水）午後5時 必着
質問方法	<p>「様式7 質問票」に記入の上、電子メール又はFAXにて提出してください。</p> <p>※必ず電話にて着信の確認を行ってください。</p> <p>※来庁及び電話での質問は受け付けません。</p> <p>※電子メール又はFAXの表題は「上田市高齢者配食サービス事業に係る質問」としてください。</p>
提出先	「12 問い合わせ先・担当者」へご提出ください。
回答方法	令和8年2月6日（金）までに、電子メールにより質問者へ回答、及び市のホームページに公開します。

7 辞退

提案書等を提出した後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおりとします。

辞退方法	<p>「様式8 辞退届」に記入の上、郵送、電子メール又はFAXにて提出してください。</p> <p>※必ず電話にて着信の確認を行ってください。</p> <p>※来庁、電話での質問は受け付けません。</p> <p>※電子メール又はFAXの表題は「上田市高齢者配食サービス事業に係る辞退届」としてください。</p>
質問受付期間	令和8年2月13日（金）午後5時 必着
提出先	「12 問い合わせ先・担当者」へご提出ください。

なお、プロポーザルを辞退することによって、今後の上田市との契約等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

8 プレゼンテーション及び食事審査

(1) 審査日時・会場（※時間等の詳細は、提案書等の提出締め切り後に通知します。）

審査日		令和8年2月26日（木）※予定
ア	食事審査	※詳細は「8-（2）審査の注意事項」を参照ください。
イ	プレゼンテーション審査 <会場> 〒386-8601 上田市大手一丁目11番16号 上田市役所本庁舎3階 会議室303	※詳細は「8-（2）審査の注意事項」を参照ください。

(2) 審査の注意事項

ア 食事審査

- (ア) 審査日に、本事業を受託した場合に用意する弁当のサンプルとして「普通食（ご飯とおかず）」1食及び「刻み食（おかずのみ）」1食を提出してください。
- (イ) 提出方法は後日連絡します。
- (ウ) 食事審査は選定委員のみで行いますので、事業者の方の立ち会い等は必要ありません。

イ プレゼンテーション審査

- (ア) プレゼンテーションは、質疑応答含め1事業者あたり25分以内とします。
＜説明15分、質疑応答10分＞
- (イ) プレゼンテーションは、提案書の内容に基づいて行ってください。
- (ウ) パソコン等電子機器類の使用はいたしません。
- (エ) プレゼンテーションを行うにあたり弁当の実物を使用する場合は、1食分のみ持ち込みを認めます。
- (オ) プレゼンテーションを行うにあたって、指定の提出書類の他に必要なものがある場合は追加書類を認めますが、紙ベースで7部用意してください（様式は任意とします）。
- (カ) プレゼンテーションの参加人数は3名以内としてください。

9 審査及び選定

(1) 応募事業者について、上田市高齢者配食サービス事業委託事業者選定委員会により、提出書類、プレゼンテーション、食事、見積価格を総合的に評価し、地域ごと最も点数の高い事業者を選定します。なお、審査内容は非公表とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査項目及び配点割合

評価項目		評価基準	配点割合
1	事業所、類似事業実績	継続性、安定性、類似事業実績	5%
2	事業実施方針	当事業の実施方針と合致しているか	5%
3	利用者対応	高齢者への配慮、責任体制等	3%
4	商品管理	献立作成方法、味付け、硬さ、色彩等	7%
5	衛生管理	食中毒防止体制等	13%
6	弁当配達	安否確認実施体制、食中毒防止体制、事故への対応等	13%
7	安否確認	緊急時対応、緊急時の連絡体制等	19%
8	アピールポイント	事業所の強み、アピールポイント	5%
9	見積価格	見積額	30%

(3) 審査は予定数量が多い地域から順に行い、先行の地域で選定された事業者は、原則として以降の審査では選定対象外とさせていただきます。

(単位：食)

審査順	1	2	3	4	5
地 域					
※詳細は必ず仕様書の別表1を参照ください。	上田 右岸西地域	丸子・武石 地域	上田 右岸東地域	上田 左岸地域	真田地域
予定 数量	ご飯とおかず おかずのみ	6,330 5,850	4,470 4,810	4,810 3,290	5,030 2,620
					3,510 3,040

(4) 審査の結果、選定業者がいない地域は、当該地域について予め応募いただいたいて、先行の地域で選定された事業者の中で最も点数の高い事業者を選定します。受託可能な地域は、様式1にて応募漏れのないようご注意ください。

(5) 選定結果は、後日書面で応募事業者へ通知します。

10 選定スケジュール

質問受付期限	令和8年2月 4日（水）午後5時 必着
提案書等提出締切日	令和8年2月13日（金）午後5時 必着
辞退届提出締切日	令和8年2月13日（金）午後5時 必着
プレゼンテーション及び食事審査	令和8年2月26日（木）※予定
選定結果通知	令和8年2月下旬

11 その他

- (1) 提案書等審査書類の作成や食事審査用の食材費等、プロポーザル参加に係る費用は応募者の負担とします。
- (2) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。
- (3) 契約時に契約保証金を納入していただく場合があります。

12 問い合わせ先・担当者

上田市福祉部高齢者介護課 担当者：山寺・宮崎

住 所：〒386-8601

上田市大手 1-11-16 上田市役所本庁舎 2階

連絡先：TEL 0268-23-5131（直通）

FAX 0268-29-4466

Mail korei@city.ueda.nagano.jp